○国土交通省令第六十七号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（運送引受書の交付）

第七条の二　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一　事業者の名称

二　運行の開始及び終了の地点及び日時

三　運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四　旅客が乗車する区間

五　乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六　乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七　運賃及び料金の額

八　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項

2　一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十四年七月二十日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の二第一項及び第十三条第三項第四号の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「その他の」の下に「旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した」を加え、同条に次の一号を加える。

十　前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

第三十七条の九を次のように改正する。

（禁止行為）

第三十七条の九　法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

二　旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。